

2026年度（令和8年度） プランコンサルティング利用者に向けたテスト マーケティング支援

募集要項

申請受付期間	
令和8年4月1日～令和8年12月11日 ※ 募集人数が定足数を超える場合は、期限前に受付を締め切らせていただく場合があります。	
申請方法	
申請にあたって下記申込フォームの入力を完了させてください (本募集要項P●「4. 申請要件」をご確認のうえ、お申込みください) ◆申込フォーム https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdtXMyAWKp2sw0SJBmH_YIHk3EiGu8q_HECbDNkuF6pVhY2Ew/viewform?usp=header 	
※お申込みには Google アカウントが必要となります。	
問い合わせ先	
担当	公益財団法人東京都中小企業振興公社 事業戦略部 多摩創業支援課 TOKYO 創業ステーション TAMA テストマーケティング調査支援事務局
住所	東京都立川市緑町 3-1 GREEN SPRINGS E2 3
事業 HP	https://startup-station.jp/tn/services/distinctive/
TEL	042-518-9671

1 テストマーケティング支援事業の目的

創業支援拠点（多摩）テストマーケティング調査支援（以下、「本事業」という。）は、創業前後の段階で、製品・サービスに対する市場及び顧客の需要・ニーズを把握し、改良及びビジネスプランのブラッシュアップにつなげるため、市場調査・顧客インタビュー等のテストマーケティング支援を実施することで、顧客意向や市場の声を踏まえた客観的な情報から提供価値と顧客ニーズの合致度向上のためのヒントを得て、事業計画のブラッシュアップ（プランコンサルティング終了）、創業後の事業成功確度を高めることを目的とする。

2 募集期間

令和8年4月1日～令和8年12月11日

※ 募集人数が定足数を超える場合は受付を締め切らせていただきます。

※ 令和8年12月末に応募いただいた申請については、令和9年1月～3月末まで支援終了が可能な内容であるか確認し支援可否を判断します。

3 事業内容

本事業は、立川 GreenSprings に所在する展示スペースにて、通行者に対し、直接商品やサービス等の意見や評価をヒアリングする「ア：展示会コース」と、公社が委託する市場調査会社が対象ターゲットへのヒアリング、もしくは Web 等によるアンケート調査を実施する「イ：市場調査コース」の2つのコースを設けています。

市場調査会社と市場調査を進めるにあたって、経験と専門知識を有するアドバイザーを伴走的に配置し支援を行います。なお、ア、イのコースは同時に申し込むことはできません。（※）

（※）いずれかのコースが終了し、別コースでの支援が必要だと判断される場合は、再度申請をいただき、審査のうえ利用していただくことが可能となります。但し、確実な利用をお約束するものではありません。

（1）支援対象

① 支援対象者

東京都内で

- ・創業を予定する方
- ・創業後5年未満の個人事業主、中小企業

※ 支援申請時点で創業5年未満であって、採択時あるいは支援中に5年を超過する場合は、事業の進捗状況を考慮して継続します。ただし、申請後に違う支援コースへお申込することはできません。

※ いずれのお申込者も代表者であること。また、創業予定者の方で、共同代表を設置する場合は、共同代表からの了承を受けている必要があります。

※その他詳細については、「4 申請要件」を必ず参照してください。

② 支援対象事業

支援対象事業は以下の2コースとし、いずれかを選択できます。

ア：展示会出展コース

GreenSprings 内で実施する展示会（計7回）の出展を指します。

※同一の事業内容、あるいは過去の出展内容と同一である場合、複数回の出展は認められません。

※公社が指定する展示会日程において、参加日当日の展示・運営および仮説検証活動は事業者（または共同代表者・従業員等）自らで実施いただきます。代理人のみの参加や、無人でのパネル展示等は認められません。

※展示会出展コースでは、来場者特性と調査対象者特性がマッチしない場合や、定量的な把握の場合、展示会コースの特性が、実査の目的に沿わないことから、調査の引き受けができない場合があります。

イ：市場調査コース

市場調査専門会社を通じての市場データ等収集や、法人又は個人のユーザーにインタビューアンケート、もしくはインターネットによるアンケート調査等を実施します。

※ 市場調査は、外部の専門機関に委託しますが、調査対象者が限定的な場合や統計的な回答が困難な事業領域については、意思決定の誤りを防ぐ観点から、調査の引き受けができない場合があります。(例えば、極端にニッチな領域、特定の希少な属性を持つ層への調査、官公庁や特定企業の内部意思決定プロセス、国外市場 等)

※ 市場調査の結果内容については、必ずしも事業計画で想定する内容(仮説)を裏付けるものとは限りません。あらかじめご了承ください。

○ 対象外となる取組

<支援の前提条件>

- ・プランコンサルティングの利用がない取組
- ※ プランコンサルティングを申請時点で1回以上利用している必要があります。
- ・【展示会出展のみ】 会社が指定する展示会日程において、申請者(または共同代表者・従業員等)が参加できず、代理人のみの参加やパネル展示での参加を想定している取組

<事業の趣旨、調査目的等の制限>

- ・本支援の趣旨(仮説検証)から逸脱した、広告・宣伝・販売・個人情報収集を目的とした取組
- ・すでに市場で継続的に展開されている事業、あるいは既製品・サービスの改良・改善に当たる取組
- ・利益を目的としないビジネスモデルの検証や、産業トレンドの把握、学術研究の裏付けを目的とした取組
- ・特定の思想・信条、宗教、政治的活動に関わる取組、または調査を通じてそれらの賛否や個人の意向及び動向を確認・収集をすることを目的とする取組
- ・量産・再現が不可能な製品・商品及びサービス、または芸術作品の制作・販売に関する取組
- ・極端にニッチな領域、特定の希少な属性を持つ層への調査、官公庁や特定企業の内部意思決定プロセスの調査、外国市場のみをターゲットとする取組
- ・軍事技術、先端科学の一部、あるいは特定の国家戦略に関わる調査

<法令遵守事項等>

(法令制限など)

- ・「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、社会通念上適切でない取組
- ・法令や東京都などの条例等により、事業活動が困難であると判断される取組。もしくは、審査時点で公社として実施が判断できない取組。

※ただし、所管省庁及び所管の担当部署等から承認・許可を得ている場合はこの限りではありません。

- ・連鎖販売取引(マルチ商法)に該当、またはその恐れがある取組
- ・中小小売商業振興法に基づき、加盟店に対して商標の使用や経営指導を行う、特定連鎖化事業者(いわゆるフランチャイズ本部)を前提とし、フランチャイジーを募る目的の取組

(知的財産・共同開発など)

- ・知的財産権(特許権・実用新案権、意匠権、商標権、著作権等)を侵害している、またはその恐れのある取組
- ・共同開発による製品・商品・サービスの場合、本支援への申請及び支援施策について、共同開発者全員の承諾を証明できない取組(共同開発者全員の了承を得ていると証明できること)
- ・自社製品・商品・サービスではなく、他者の関与が不可欠でありながら権利関係が不明確な取組。(例えば、他者の知的財産権を活用して開発したもので、申請時点で他者の許諾を得ていないなど、事業化の実現性が判断できない取組)
- ・副業の場合、勤務先の承諾がない、あるいは勤務先の資産を許可なく利用して開発した製品・

商品・サービスである取組（勤務先との権利・倫理関係について問題ないことを事前に確認してください）

<安全性・公衆衛生に関する事項>（展示会出展、ユーザーインタビュー等）

- ・口に入れるもの、肌に塗布するものないし噴霧するもの、及び施術するなど人体に影響を及ぼす可能性のある（マッサージ器具等、利用者が使用する場合を除く）取組。
※サンプル配布や現地体験は認められず、パネル展示、チラシ配布に限定されます。
- ・医薬品、医薬部外品等の配布・体験を伴う調査など薬機法等に抵触する恐れのある取組。（接種しない場合でも、調査は不可となります）

（2）支援概要

①支援内容

案件相談からテストマーケティング実施方法（アンケート作成、準備）や当日運営、実施結果の内容の整理を中小企業診断士等の専門家（アドバイザー）が、事務局と連携し伴走的に支援します。

アドバイザーは、プランコンサルティングの相談を受けている状況を踏まえて、アドバイスをします。そのため、一定程度計画が策定されている前提でご支援します。

なお、アンケートや市場調査により導き出される結果を踏まえ、計画の見直しが必要となる場合は、相談中のプランコンサルタントにご相談ください。

②事務局運営

・支援時間

展示会出展による土日祝日の対応を除いた、平日の9：00～17：00となります。

・担当者

事務局の職員が事務手続き等の担当として1名配置します。事務局の職員と文書類のやり取りをしてください。

・支援対応

採択後の初回ヒアリングは対面での実施となります。それ以外の打ち合わせは、対面もしくはウェブでのやり取りを選択できます。

（3）費用負担

① 公社負担

調査費、展示会のイベント開催に係わる告知など

② 採択者・企業の負担

・展示会コース

出展に必要なポスターやリーフレット、アンケート用紙、説明動画の作成など

・市場調査コース

調査用調査試料等

（4）支援期間

採択されてから概ね3か月となります。その間は事務局、専門家、外部委託先と継続的に面談が発生しますので、ご対応いただく必要があります。

4 申請要件

申請にあたっては、次の（1）～（6）をすべて確認ください。なお、（1）～（3）においては、いずれか該当する事項をご確認ください。要件詳細も必ずご確認ください。

（1）創業前の方

TOKYO 創業ステーションのプランコンサルティングを利用している方、利用登録が可能な方。

(2) 個人事業主の方

創業後5年未満の個人事業主の方であって、TOKYO 創業ステーションのプランコンサルティングを利用している方、利用登録が可能な方。

(3) 東京都内に登記簿上の本店又は支店を有する創業5年未満の中小企業（以下の表に該当する者）で、大企業が実質的に経営に参画していない法人格を有する企業であること。（いわゆる「みなし大企業」は除く）

業種	資本金および常時使用する従業員
製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、建設業、運輸業、その他	3億円以下又は300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下又は900人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5,000万円以下又は100人以下
旅館業	5,000万円以下又は200人以下
小売業	5,000万円以下又は50人以下

※ 「大企業」とは、上記に該当する中小企業者以外の者で、事業を営む者をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社および投資事業有限責任組合を除く

※ 「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう

- ・ 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している場合
- ・ 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合
- ・ 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合
- ・ その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

(4) 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博業、社会通念上適切でないとは判断されるものではないこと

(5) 東京都に対する事業税・賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと

(6) 過去5年以内に刑事法令による罰則の適用を受けていないこと（法人にあたってはその代表者についても同様）

(7) その他詳細につきましては、以下を参照ください。

https://startup-station.jp/wp-content/uploads/planconsulting-youken_202509.pdf

5 申請方法



(1) 事前エントリー

所定のエントリーフォームからお申し込みをしてください。

URL :

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdtXMyAWKp2sw0SJbMh_YIhk3EiGu8q_HEC_bDNkuF6pVhY2Ew/viewform?usp=header

お申し込みをいただきましたら、事務局より日程調整など必要事項についてメールにてご連絡をいたします。回答については基本、3営業日以内にいたしますので、4営業日以降、事務局より連絡がない場合には、TOKYO 創業ステーション TAMA の窓口（042-518-9671）までご連絡をお願いいたします。

※メール受信にあたり、迷惑メールフィルタ対象から @tokyo-kosha.or.jp からのメールを除外ください。

(2) 事務局面談

事務局より事業計画および仮説検証したい課題についてヒアリングをします。原則、対面で製品・商品・サービスについてご説明いただきます。なお、この時点では「ア：展示会コース」、「イ：市場調査コース」へのいずれかのお申し込みを選択できます。

① 「ア：展示会コース」

展示会には、製品・商品・サービスがコンセプト企画段階等の「概念的」であっても出展は可能です。ただし、来場者が製品・商品・サービスを認知できない、もしくは、ユーザー体験 (UI/UX) が擬似的に体験できない状態の場合は、対応ができない可能性があります。

② 「イ：市場調査コース」

主に、ターゲットとターゲットへ提供する価値が明確になっている方が対象となります。調査を希望するテーマが物理的に調査可能かを事務局で判断できない場合、審査前に調査業務を委託する調査会社に確認し、対応が不可・調査品質を満たせないと調査会社から返答がある場合は、その時点でお断りする可能性があります。

(3) 利用申請

事務局面談後、指定の利用申請書に必要事項を記入の上、担当事務局（※）のメールアドレスまでご提出ください。

「ア：展示会コース」、「イ：市場調査コース」のいずれかを選択し、1つのみご応募いただけます。併願申請は不可とします。また、その後同一テーマ/アイテム等での申請も不可となります。

申請書の内容が事務局ヒアリング時点と相違がある場合は、事務局より確認を行います。著しく内容に相違がある場合は、再度ヒアリングをさせていただく可能性があります。

※担当事務局の詳細につきましては、事務局面談の日程調整を行う際、改めてメールにてご案内いたします。

(4) 審査

「ア：展示会コース」は申請書に基づき書類審査を行います。「イ：市場調査コース」は、審査会にて提案書投影によるプレゼンテーション形式で実施します。

(5) 支援決定

「ア：展示会コース」の申請書類締切後における審査後、または「イ：市場調査コース」のプレゼンテーション審査後、1週間程度で可否のご連絡を事務局よりします。その後は、事務局担当者と専任のアドバイザーが調査終了まで伴走的にサポートいたします。

6 留意事項

- ・採択決定後、申請した支援コースを自己の都合により変更することはできません。
- ・支援決定後のキャンセルは原則できません。
- ・利用申請者が、支援決定後やむなくキャンセルする場合、公社指定の申請取り下げ書に理由を明記し提出してください。キャンセル理由によっては、再度、本支援事業の利用できない場合があります。
- ・支援期間中、事務局が実施する面談、外部専門機関等との事前協議や報告会等へは必ず出席してください。正当な理由なく欠席や遅延が続く場合は、支援を中止することがあります。

・調査結果は限られた母集団から得られた一定の傾向を示すものであり、事業の成功や想定した仮説の正当性を完全に保証するものではありません。

・本支援で得られた調査データやフィードバック内容は、自身の事業のためにのみ活用し、事業計画策定や事業展開上必要な目的以外で、第三者への提供や転売・不特定多数の者が閲覧可能な状態で公開するなどの利用は行わないでください。

・製品・商品・サービスがコンセプト段階であっても出展調査は可能ですが、パネル、デモ動画、模型、プロトタイプ、PDFなどの画像等、第三者が具体的に評価・体験できるようにご用意ください。

・調査被検者が内容を具体的に認知できない、あるいはユーザー体験（UI/UX）を疑似的に検証することが困難な状態にある場合は、有効な仮説検証が実施できないため、採択後であっても出展を見送る場合があります。

・展示会や市場調査での公開により、技術・デザイン等の新規性を失い、特許・実用新案・意匠の登録ができなくなる可能性があります。また、模倣リスク、第三者による先取り出願・買取請求、営業秘密の漏洩等の知財リスクを十分検討の上、必要に応じて権利保護手続き（出願等）を事前に行うことを強く推奨いたします。

・本事業の利用に関連して知的財産権上の問題が発生し、利用者に損失が生じた場合であっても、公社は一切の賠償責任を負いません。

・第三者の知的財産権の侵害、勤務先との副業・起業に関する紛争、または共同開発者との権利トラブル、本支援に関連した公社を含む関係者・会場施設・他の出展者や来場者等の第三者に損害が生じた場合、利用申請者が自らの責任と負担において解決するものとし、利用者自身が賠償の責を負います。

・荒天時、感染症の流行、会場施設の都合等の事由により、展示会の中止・延期、または支援内容の変更が生じる場合があります。これにより利用申請者に生じた損害（準備費用や機会損失等）について、事務局および公社は一切の賠償責任を負いません。

・本事業の実施にあたり、事務局や商業施設等の公式ウェブサイト、SNS、プレスリリース等で開催告知および出展者情報が公開されることをあらかじめご了承ください。

・本事業の成果や展示会の様子（写真・動画、社名、事業内容等を含む）は、公社の広報活動、ウェブサイト、実績報告書等で公開される場合があります。

・事業の主旨に基づき、原則として全ての利用申請者は広報活動への協力に同意するものいたします。ただし、取材や撮影・広報利用にあたって特別な配慮を要する場合は、申請時または事業開始前の速やかに事務局へ届け出ください。

・支援終了後、本事業による成果（調査結果、事業化の進捗、改善施策等）に関する事務局からのアンケートやヒアリング調査にご協力ください。

<市場調査コース固有の留意事項>

・調査手法は、調査課題や実査実現性等を踏まえ、個別インタビュー調査、調査会社モニター利用によるWEB調査での定量調査等から最適な方法をご提案いたします。そのため必ずしもご希望の調査手法とならない場合があります。

<展示会コース固有の留意事項>

・本支援で指定する展示会の開催日程において、会場での展示・運営および来場者へのヒアリング活動に、代表者または事業責任者（または共同代表者、従業員）が終日参加してください。

・展示会における出展位置および貸出備品の数量は、事務局が決定します。アンケートの実施方法、展示物、出展スペースの装飾、ノベルティ配布等については、事前に事務局と協議し、承認を得る必要があります。事前の承諾を得ていないものの配布、掲示、展示については、当日の実施を取りやめていただく場合があります。規定を超える電気・水道の使用、重量物の持ち込み、および火気の使用など、施設側の会場規定や安全管理上支障があると判断されるものは、原則として認められません。

・飲食物の提供、肌への塗布・噴霧、および施術（マッサージ器具等の利用者自身による使用を除く）を伴うものは、公衆衛生および安全確保の観点から、会場での体験をパネル展示やチラシ配布のみに制限されますので、予めご了承ください。

・展示会における出展物の搬入・搬出、展示、および実演に関連して発生した事故、盗難、紛失、

破損等について、事務局および公社は一切の責任を負いません。展示物の管理および対人・対物への安全管理は、受講者が万全の対策を講じるよう予めご準備ください。

・展示会場内における出展者自身による撮影、およびその後の SNS や自社サイト等での広報利用は、来場者や他の出展者の肖像権保護のため、原則として禁止します。